

■建築確認・中間検査・完了検査の申請手数料

(単位：円)

区分	床面積の合計	(※1) 建築確認	中間検査	(※2)完了検査	
				中間検査 不要の場合	中間検査 経由の場合
建築物	30㎡以内	19,000	20,000	22,000	21,000
	30㎡を超え100㎡以内	31,000	27,000	30,000	29,000
	100㎡を超え200㎡以内	69,000	32,000	39,000	38,000
	200㎡を超え300㎡以内	74,000	42,000	49,000	48,000
	300㎡を超え1,000㎡以内	90,000	58,000	65,000	63,000
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	120,000	76,000	88,000	85,000
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	280,000	170,000	190,000	180,000
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	440,000	260,000	300,000	290,000
	50,000㎡を超えるもの	800,000	510,000	590,000	570,000
建築設備	小荷物専用昇降機	10,000		18,000	
	小荷物専用昇降機以外のもの	17,000		24,000	
工作物		16,000		20,000	

★建築物の申請手数料の算定にかかる床面積の合計の考え方は次のとおりです。

(単位：㎡)

	当初申請	計画変更	完了検査	
新築	A	B/2+B'	A若しくはC	A：申請部分の床面積 B：計画変更に係る部分の床面積 B'：計画変更で床面積が増加する部分の床面積 C：計画変更後の申請部分の床面積
増築	A	B/2+B'	A若しくはC	
改築	A	B/2+B'	A若しくはC	
移転	A/2	B/2	A/2若しくはC/2	
用途変更	A/2	B/2		
大規模の修繕・模様替	A/2	B/2	A/2若しくはC/2	

※増築と用途変更など、複数の行為を一の申請とする場合はそれぞれで計算した手数料を合計します。

(例) 新築の計画変更の場合、計画変更に係る部分(B)が150㎡、計画変更で床面積が増加する部分の床面積(B')は無し
→ 150 × 1/2+0 = 75㎡ → 手数料 31,000円

★確認を受けた建築設備、工作物の計画変更、移転・大規模の修繕または模様替の申請手数料は、次のとおりです。

- ・ 建築設備
- 小荷物専用昇降機 … 6,000円
- その他の建築設備 … 10,000円
- ・ 工作物 … 10,000円

★中間検査申請に際して、対象となる床面積の算定方法については、建築安全課建築安全係（窓口⑩番）までお問い合わせください。

- ★（※1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく仕様基準に適合した住宅であることの審査を行う場合は、手数料が加算されますのでご注意ください。
加算額については、建築確認・完了検査申請の加算手数料（建築物省エネ法関係）を参照してください。
- ★（※2）建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合判定に係る建築物の完了検査手数料が加算されますのでご注意ください。
加算額については、建築確認・完了検査申請の加算手数料（建築物省エネ法関係）を参照してください。

■主な許可・認定等の申請手数料

(単位：円)

種別等		根拠条項	手数料
仮使用の認定		法第 7 条の 6	120,000
許可	接道許可	法第43条第 2 項第二号	33,000
	公益上必要な建築物の道路内建築許可	法第44条第 1 項第二号	33,000
	公共用歩廊等の道路内建築許可	法第44条第 1 項第四号	160,000
	用途地域制限の例外許可	法第48条第 1 項～第13項ただし書	180,000
	中高層建築物の日影制限の例外許可	法第56条の 2 第 1 項ただし書	160,000
	総合設計許可	法第59条の 2 第 1 項	160,000
	仮設建築物（3 月以内）	法第85条第 6 項又は第 7 項 法第87条の 3 第 6 項又は第 7 項	60,000
	仮設建築物（3 月を超え 1 年以内）		120,000
	仮設建築物（1 年を超えるもの）		160,000
認定	接道認定	法第43条第 2 項第一号	27,000
	一団地認定	法第86条第 1 項	$78,000 + 28,000 \times (n - 2)$
	連坦設計認定	法第86条第 2 項	$78,000 + 28,000 \times (n' - 1)$
	一団地等認定区域内の新築又は増築等	法第86条の 2 第 1 項	$78,000 + 28,000 \times (n' - 1)$
	一団地等認定の取消し	法第86条の 5 第 2 項	$6,400 + 12,000 \times m$
	全体計画認定（増築等を含む工事）	法第86条の 8	27,000
	全体計画認定（用途の変更に伴う工事）	法第87条の 2	27,000
道路の位置指定		法第42条第 1 項第五号	50,000

- ※ 「n」は建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地の数
- ※ 「n'」は新築又は増築等に係る建築物の数
- ※ 「m」は現存建築物の数
- ※ 上記以外の許可・認定等に係る手数料については、神戸市手数料条例を参照してください。